

養護実習 要項案

所要時間 通算 2 単位

一部と保健教育実習の時期と組合わせて、その協力学校に於て、その他を別途の方法により実施する。

指導教官 本学医学部衛生看護学科教官及び実習校の養護教諭

実習要目 下記の通り

1. 学校保健に対する方策と養護教諭の業務計画についての理解
2. 受持教師より委託された児童に対する観察
3. 受持教師、校長、校医より養護教諭に委託された児童の家庭訪問
また養護教諭自身が必要と認められたもの。
4. 学校の口腔衛生プログラムに於ける養護教諭の任務
5. 救急処置

Standing Order を前以って定め置くことの必要性

誰々が処置にあたるか、また応急処置に限らず医務取員が不在の場合の看護基準と他の学校衛生プログラムにも設けておくこと。

6. 学校身体検査

学校身体検査は学校保健計画において最も基礎的なものであり児童生徒の健康問題に関し最も直接的なものであるから綿密な検査を行わなければならない。

身体検査の種類

- 1) 定期の身体検査 (現定によって四月に行うもの)
- 2) 臨時の身体検査

臨時の身体検査は就学前の身体検査、入学試験に於ける身体検査、卒業選抜のための身体検査、その他卒業時、遠足、登山、修学旅行前、長期休暇後、伝染病流行期、運動選手の身体検査等がある。次の事項について執務する。

- 1) 学校身体検査の実施計画を立てる
- 2) 〇 補助
- 3) 〇 票の整理と保管
- 4) 〇 に必要な器械器具の整備
- 5) 〇 統計表の作成
- 6) 〇 の結果の処理 及び後の持続管理

7. 健康相談

健康相談の準備と実施

学校保健のうち健康相談は重要な位置をしめる。健康相談は身体検査の結果発見された疾病、異常のある児童、生徒に対して定期的に健康相談を行い適切な健康指導と与え、更にまた教師と養護教諭の日常の観察によってその必要と認められた場合、保護者が希望する場合にも健康相談を受けさせる。

1) 健康相談を受けた児童、生徒の選定

2) △ を受けるもの一状況調査

3) △ 諸記録の整理

4) △ を受ける必要ある者の父兄及び教師と緊密に連絡し、相談の日を必ずお立会うようすゝめる。

5) 相談の結果及びその指示事項をよく保護者及び受持教師に連絡しその結果をあげようにつとめる。また必要に応じて地域社会の衛生機関に連絡し精密検査を受けさせる。

8. 学校給食

学校については安全で衛生的な食物が教育的に児童、生徒に給与をせねばならないので、次の事項について指導助言と与える。

1) 調理場 炊事場 炊事用具の衛生的指導

2) 食品 衛生的保管

3) 食品 食器の衛生的取扱い

4) 調理従業者の健康管理

5) 給食効果の調査

9. 学校に於ける健康教育

10. 保健所その他施設との連絡

養護実習評価表

実習期間 昭和 年 月 日より 月 日迄 (日間)

氏名

実習 学校名

| 実習評価内容 | 標準 以上 | 標準 | 標準 以下 | 備考 |
|---|----------|----|----------|----|
| 1. 学校衛生企画について理解と興味を示したか。 | | | | |
| 2. 技術的能力 児童・生徒に対する扱いはよかったか。 家庭訪問を効果的にしたか。 看護技術を正確に適当に行ったか。 | | | | |
| 3. 健康教育の機会をよく利用したか。 | | | | |
| 4. 他との協力。 | | | | |
| 5. 記録 | | | | |

総評

評価担当者

署名